

一般財団法人 長野県バレーボール協会細則  
旅費日当に関する規定

(出張)

第16条 理事、監事及び評議員が公務のため出張する際の経費支給は、次による。  
ただし、事情により一定額を支給することができる。

(1) 旅 費 JR・公共交通機関普通運賃を支給する。  
但し、東信 ⇄ 中南信、大北 ⇄ 北信、木曾 ⇄ 南信（上伊那・飯伊）  
の移動はその半額とする。また、県外は特急料金を支給する。

(2) 日 当 一律1,000円とする

(3) 宿泊料 1泊 県内8,000円、県外10,000円とする

2 専門委員、事務局職員及び競技会役員については、この規定を準用する。

※地区協会からの県大会派遣審判員(研修目的含む)経費は全額大会経費で処理する

【施行日】

令和7年4月1日